

日薬連発第 453 号
2026 年 6 月 17 日

加盟団体 殿

日本製薬団体連合会
安定確保委員会

潤滑油等に関する直接販売スキームの新設について

標記について、令和 8 年 6 月 10 日付けにて資源エネルギー庁 資源・燃料部長より連絡がありました。

つきましては、本件につき貴会会員に周知徹底いただきたく、ご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

令和8年6月10日

資源エネルギー庁 資源・燃料部長
和久田 肇

潤滑油等に関する直接販売スキームの新設について

潤滑油等については、日本全体で必要な量は確保されておりますが、本年3月下旬頃から、供給の先行きに不安を抱く流通事業者や需要家から前年同月を大きく上回る量の注文が行われた結果、通常どおりの注文をしている流通事業者や需要家への供給が滞り、一部の需要家において潤滑油等の調達に時間を要するなど、供給に偏りが生じています。

このため、4月17日に、資源エネルギー庁から、潤滑油等関係事業者に対して、潤滑油等の安定的な供給に努めるべく、前年同月比同量を基本としつつ、3月に前年同月を上回る水準を購入した流通事業者や需要家に対しては4月以降の供給量を調整し、供給を継続すること、また、潤滑油等の安定供給という社会的責任の下、最終需要家に対して偏りなく供給されるよう、取引先にも対応を促すことを要請しました。さらに、5月12日に、流通事業者や需要家の皆様にも、供給不安から前年同月を大きく上回る注文が行われないよう、前年同月比同量を基本とした購入への御協力をお願いさせていただきました。

これらの要請を踏まえて、皆様におかれましては、供給の偏りや流通の目詰まりを解消するための取組を進めていただいているところですが、依然として、潤滑油等の供給に不安を抱く需要家からの声が寄せられています。

そのため、現状の「中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給確保のためのタスクフォース」が認めた重要施設向けに特定石油精製業者等による石油製品の供給を行う対象を拡大し、別添1のとおり、前年同月比同量を基本とした購入ができておらず、操業に支障が生じるおそれのある最終需要家の皆様に対して、潤滑油等供給事業者による潤滑油等の供給を行う体制を構築しています。

貴団体におかれましては、会員の皆様に別添2のチラシを配布して、潤滑油の在庫の不足により操業に支障が発生するおそれがある場合は、速やかに経済産業省（中東情勢関連対策ワンストップポータル）まで情報提供をお願いします。加えて、前年同月比同量を基本とした購入についても、引き続き、御協力を呼びかけていただくようお願いいたします。

引き続き、潤滑油等の安定供給の確保に向け、関係事業者と緊密に連携しながら全力で対応を進めていきますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

◇本件に関するお問い合わせ先：

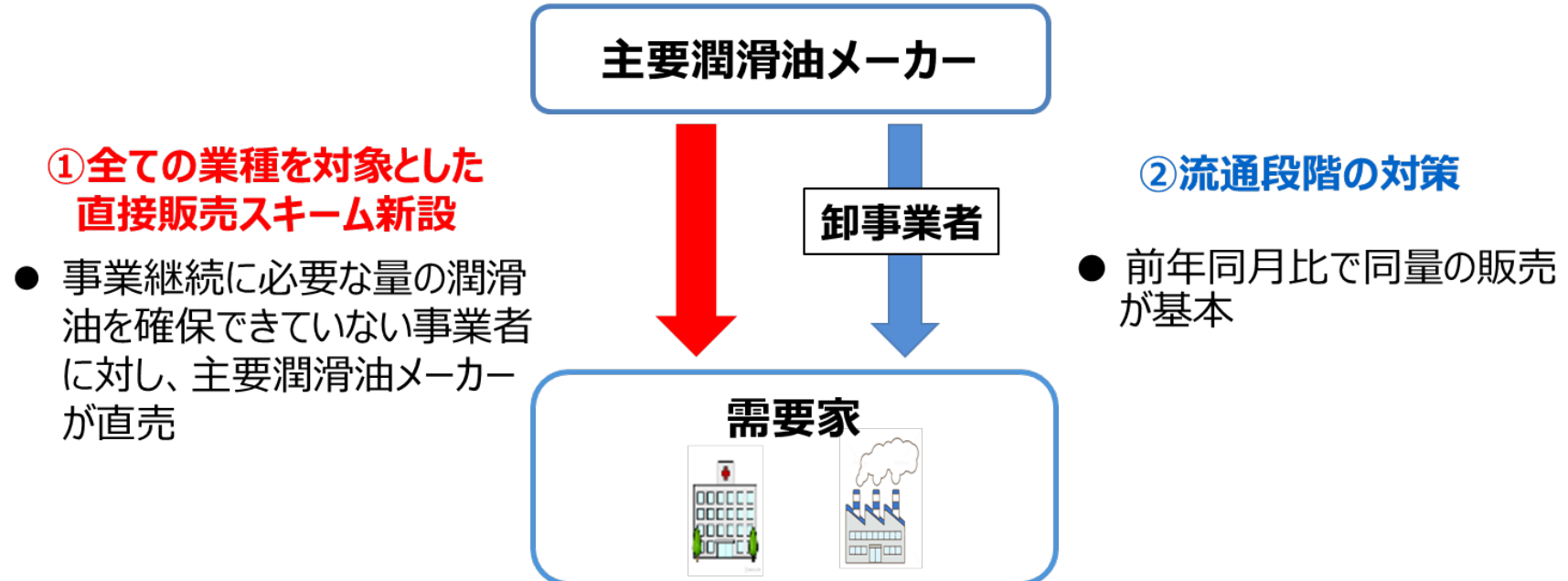
資源エネルギー庁資源・燃料部燃料供給基盤整備課　： 03-3501-1993

以上

潤滑油における直接販売スキームの新設

(別添1)

- 燃料について、4月9日に直接販売スキームを開始。需要家ごとに石油元売会社が供給することを通じ、供給の偏り、流通の目詰まりの解消が着実に進んでいる。
- **潤滑油**についても、**元売等の主要潤滑油メーカーからの直接販売スキームを新設**する。これにより、**数千を超える品目があり、商流や配送形態が複雑**である中でも、**全ての業種を対象**として、**事業継続に必要な量の潤滑油を確保できていない事業者**に対し、**着実に潤滑油を供給**していく。
- これにより、供給の偏り、流通の目詰まりの回避、事業者の調達不安の解消に向けた対応を一層強化する。



潤滑油（エンジン油や機械油など）を 購入予定の皆様へのお願い

潤滑油については、日本全体で、**昨年とほぼ同量の供給を確保できています**。一方、一部で前年を超える購入が行われることで供給に偏りや遅れが生じています。については、下記についてご協力をお願いします。

1



一時的な需給逼迫防止のため、**前年同月比同量を基本とした購入にご協力**をお願いします。

※潤滑油は、危険物に該当する場合があります。一定量以上の危険物を所有する場合、法律や条例に基づき、所轄の消防署への申請又は届出、安全対策が必要となります。

2



調達について**お困りの場合は**、QRコードの**経済産業省**（中東情勢関連対策ワンストップポータル）**まで、情報提供をお願いします**。

